

地域公共交通の課題と対策

法政大学大学院公共政策研究科 武藤博己

はじめに——これまでの公共交通を支えていたコンセプト

○市場による公共交通の維持(直営の場合も独立採算)だが、赤字が多い。

表 乗合バス事業の現況 収支状況(平成26年度):全国のバス事業者の約7割が赤字

【黒字・赤字 事業者数】

	大都市部	その他地域	合計
黒字 (者)	48	18	66
赤字 (者)	26	152	178
合計 (者)	74	170	244

大都市
赤字約35%

その他地域
赤字約89%

合計
赤字約73%

「大都市部」とは……

千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、愛知県、三重県、岐阜県、大阪府、京都府(京都市を含む大阪府に隣接する地域)、兵庫県(神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域)

出典:公益社団法人日本バス協会「バス事業の現状と取り組みについて」(平成28年4月7日)

○国の政策は事業者を守ること、自治体の政策は利用者を守ること?

1. 交通基本法の制定

2013(平成25)年11月27日、「交通政策基本法」成立。同年12月4日に公布・施行。「交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする」(1条)、「交通に関する施策の推進は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、将来にわたって、その機能が十分に発揮されることにより、国民その他の者(以下「国民等」という。)の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという基本的認識の下に行われなければならない」(2条)等々のスローガンは書かれているが、具体的な内容に乏しい。基本的な施策として次の5点が掲げられている。

- ・まちづくりと一体となった公共交通ネットワークの維持・発展を通じた地域の活性化
- ・国際的な人流・物流・観光の拡大を通じた我が国の国際競争力の強化
- ・交通に関する防災・減災対策や多重性・代替性の向上による巨大災害への備え
- ・少子高齢化の進展を踏まえたバリアフリー化をはじめとする交通の利便性向上
- ・以上の取り組みを効果的に推進するための情報通信技術(ICT)の活用

そもそも「交通権」はあるのか。自治総研の地域公共交通研究会では、法律学者から「交通権」の問題が提起された。「自由権」としての移動の自由はあるが、公共交通という手段の提供責任はあるのか。